

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価 に関するプリオン専門調査会の審議状況について

1 概要

食品安全委員会は、平成19年5月、これまでの議論及び意見交換会の結果等を踏まえて、自らの判断で行うリスク評価（自ら評価）として、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」を実施することを決定した。

これを受けて、プリオン専門調査会では、本件の審議を開始し、これまで評価対象国に発出する質問書案について2回の審議を行い、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書（案）」を作成したところである。

2 審議経緯

(1) 平成19年5月17日 食品安全委員会（第190回会合）

これまでの議論及び意見交換会の結果等を踏まえ、自ら評価として、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」を実施することを決定。

(2) 平成19年5月31日 プリオン専門調査会（第44回会合）

食品安全委員会が実施した意見交換会の概要について報告を行い、評価対象国に発出する質問書案（たたき台）を中心に審議。

(3) 平成19年6月28日 プリオン専門調査会（第45回会合）

前回の審議及び意見交換会で寄せられたコメント等を踏まえて作成した、評価対象国に発出する質問書案について審議を行った。

審議の結果、本日の審議を踏まえて質問書案を修正し、専門委員に確認を行った後、食品安全委員会に報告することとなった。

3 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書（案）

（別添参照）

4 今後の予定

質問書は、別紙の評価対象国（14か国）の日本大使館に発出され、当該国の大使館員が評価対象国の関係政府機関に対し、質問書への回答を依頼・回収する予定。

回答言語は英語又は日本語を基本とし、回答期限は発出から半年程度を予定。

評価対象14か国

- ・ オーストラリア
- ・ ニュージーランド
- ・ メキシコ
- ・ チリ
- ・ バヌアツ
- ・ パナマ
- ・ コスタリカ
- ・ ブラジル
- ・ ノルウェー
- ・ 中国
- ・ アルゼンチン
- ・ ハンガリー
- ・ ニカラグア
- ・ ホンジュラス

注：平成15～18年度において、米国及びカナダ以外で、我が国に牛肉又は牛内臓の輸入実績が確認された国。

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る
食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書（案）

2007 年 7 月
食品安全委員会

目次

目次	1
I 生体牛のリスク評価に必要な情報	7
1 侵入リスク	7
1.1 生体牛の輸入	7
1.1.1 輸入規則の概要及び規則（法令）	7
1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	7
1.1.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報	8
1.1.4 BSE リスク国からの輸入牛に関する情報	8
1.1.5 輸入牛で BSE 感染牛が確認されたことがあるか	9
1.2 肉骨粉（MBM）の輸入	9
1.2.1 輸入規則の概要及び規則（法令）	9
1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	10
1.2.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した MBM に関する情報	10
1.2.4 BSE リスク国から輸入された MBM に関する情報	10
1.3 動物性油脂の輸入	11
1.3.1 輸入規制の概要及び規則（法令）	11
1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	12
1.3.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報	12
1.3.4 BSE リスク国から輸入された動物性油脂に関する情報	12
2 暴露・増幅リスク	13
2.1 飼料規制	13
2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）	13
2.2 遵守状況と交差汚染の可能性	14
2.2.1 飼養形態	14
2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法について	14
2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合	16
2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛の割合	16
2.2.2 飼料製造施設の基本情報	16
2.2.2.1 飼料製造施設数	16
2.2.2.2 飼料生産量	17
2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量	18

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況	19
2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況	19
2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）	19
2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況	20
2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果	20
2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細	20
2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場））及び検査方法の詳細	20
2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性	21
2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細	21
2.2.5 牛由来の MBM を給餌されても、BSE 感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について	21
2.3 特定危険部位（SRM）の利用	22
2.3.1 基本情報	22
2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量	22
2.3.2 死廃牛の処理	23
2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）	23
2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況	23
2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い	24
2.3.3.1 SRM の定義及び経時的な SRM の定義の変遷	24
2.3.3.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の利用実態	24
2.3.3.3 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理方法	25
2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症（TSE）発生状況	26
2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理（処分）状況	26
2.4.2 国内防疫規制の概要	26

3 BSE サーベイランス (サーベイランスによる検証)	27
3.1 母集団の構造	27
3.1.1 反すう動物の飼養実態	27
3.2 BSE サーベイランスの概要	28
3.2.1 サーベイランス制度の概要および規則 (法令)	28
3.2.1.1 制度の概要について	28
3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について	29
3.2.1.3 サーベイランスの実施主体	29
3.2.2 サーベイランスの成績	30
3.2.2.1 実施頭数	30
3.2.2.2 地理的分布状況	31
3.2.3 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合	32
3.2.4 検査手法	32
3.2.4.1 検査材料採取手法 (採取を行う者に関する情報 (資格、その他) を含む) 及び ガイドライン	32
3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ	32
3.2.4.3 検査手法	32
3.2.4.4 検査施設	33
3.2.4.5 確認検査の判定体制	33
3.3 BSE 認知プログラム	33
3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域	33
3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者 (獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等) 及び人数	33
3.3.3 関係者に対する研修の有無	34
3.3.4 BSE が確認された場合の対応	34
3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務	34
3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付	34
3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について	34
3.4.3 届出義務の推進策 (届出を確実に履行する／義務付けるための措置) 及び BSE が疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、 その設定の経緯を含む説明	34
3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について	35
3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無	35

Ⅱ 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報	36
1 と畜対象	36
1.1 トレーサビリティ	36
1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）	36
1.1.2 個体識別のための登録項目	36
1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況	36
1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法	37
1.2 と畜頭数	37
2 と畜場	38
2.1 と畜場の概要	38
2.1.1 と畜場に関する規制の概要	38
2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	38
2.1.3 規模別と畜場数	38
2.2 と畜処理の概要	39
2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート	39
2.2.2 食肉検査官・獣医官について	39
2.3 と畜前検査	40
2.3.1 と畜前検査の概要	40
2.4 と畜場での BSE 検査	41
2.4.1 BSE 検査実施要領	41
2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法	41
2.4.3 検査方法	42
2.4.4 BSE 検査結果	43
2.5 スタンニングの方法	44
2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則（法令）	44
2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	44
2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合	44
2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数及び割合	44
2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合	44
2.6 ピッシング	45
2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則（法令）	45
2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	45
2.6.3 ピッシングを行っていると畜場数及び割合	45

2.7 頭部（扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、 回腸遠位部の除去	45
2.7.1 解体処理について	45
2.7.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、 回腸遠位部の処理	49
2.8 SSOP（衛生標準作業手順）及び HACCP（危害分析重要管理点方式）に基づく管理	50
2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）	50
2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	50
2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本	50
2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合	50
3 食肉処理場	51
3.1 食肉処理場の概要	51
3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要	51
3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	51
3.1.3 規模別食肉処理場数	51
3.2 食肉処理の概要	52
3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート	52
3.2.2 食肉検査官・獣医官について	52
3.3 せき柱の取り扱い	53
3.3.1 せき柱の除去手法について	53
3.3.2 せき柱の処理方法について	53
3.4 SSOP 及び HACCP に基づく管理	53
3.4.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）	53
3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	54
3.4.3 代表的な SSOP と HACCP の見本	54
3.4.4 食肉処理場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合	54
4 食肉等のリスク	55
4.1 食肉および機械的回収肉（MRM）	55
4.1.1 機械的回収肉（MRM）（先進的機械回収肉（AMR）含む）に関する 規制の概要及び規則（法令）	55
4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況	55
4.1.3 機械的回収肉（MRM）を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数	55
4.2 内臓	55
4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法	55
4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP 等の有無	56

5 その他	57
5.1 輸出のための付加的要件等	57
5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況	57
別添 BSE リスク国	58

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1 生体牛の輸入

1.1.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

牛海綿状脳症（BSE）関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること
(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・ BSE 発生が確認された国から生体牛を輸入することを禁止 ・ 欧州から生体牛を輸入することを禁止

(2)第三国経由での輸入に対する規制

(3)罰則規定

1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

1.1.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報（年次別、国別頭数）

（参考：H.S.Code；01.02）

（頭）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

出典統計：_____

1.1.4 BSE リスク国*からの輸入牛に関する情報

(1)国内牛の BSE 因子への暴露要因となった可能性のある輸入牛（レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛等）の頭数

* BSE リスク国：欧州食品安全機関（EFSA）の地理的 BSE リスク（GBR）でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

（頭）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

出典統計：_____

(2)暴露要因とならなかったと考えられる牛群それぞれについて、暴露要因とならなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

1.1.5 輸入牛でBSE 感染牛が確認されたことがあるか

ある場合、当該牛の処分方法と、コホートの扱いについて明記。

--

1.2 肉骨粉 (MBM*) の輸入

* MBM : EFSA の GBR 評価の MBM と同様に H. S. Code (2301.10) に含まれる全てのもの。

1.2.1 輸入規制の概要及び規則 (法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則 (法令) の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・ BSE 発生が確認された国から MBM を輸入することを禁止 ・ 欧州から MBM を輸入することを禁止 ・ 反すう動物由来 MBM を輸入することを禁止

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

--

(3) 罰則規定

--

1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--	--

1.2.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した MBM に関する情報（年次別、国別トン数） （参考：H.S. Code；2301.10（肉骨粉、肉粉、獣脂かす））

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

出典統計：_____

1.2.4 BSE リスク国*から輸入された MBM に関する情報

(1) 牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない MBM の量

* BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

出典統計：_____

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる MBM について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

--

1.3 動物性油脂の輸入

1.3.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・たん白質を含有した動物性油脂（不溶性不純物の最大重量濃度が 0.15%超）を輸入することを禁止 ・牛由来の動物性油脂を輸入することを禁止 ・BSE 発生が確認された国から動物性油脂を輸入することを禁止

(2)第三国経由での輸入に対する規制

--

(3)罰則規定

--

1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--	--

1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報（年次別、国別トン数） （参考：H.S.Code；1502.00（反すう動物由来油脂等）、1503.00（タロー油脂等）、 1516.10（動物性油脂及びその分別物））

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

出典統計：_____

1.3.4 BSE リスク国*から輸入された動物性油脂に関する情報

(1) 牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない動物性油脂の量

* BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

出典統計：_____

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる動物性油脂について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

--

2 暴露・増幅リスク

2.1 飼料規制

2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・反すう動物に反すう動物由来肉骨粉を使用することを禁止 ・全てのほ乳動物にほ乳動物由来肉骨粉を使用することを禁止 ・飼料の使用の記録を義務付け

(2)罰則規定

--

2.2 遵守状況と交差汚染の可能性

2.2.1 飼養形態

2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法*について

(複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載)

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢（月齢）毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

*飼料給与方法…例) 初乳、代用乳、カーフ・スターター、粗飼料 等

【記載例】日本の例

〈乳牛〉

ステージ*	子牛	子牛	育成牛	成牛	
週齢又は月齢	0～1 ヲ月齡	1～6 ヲ月齡	6～24 ヲ月齡	24 ヲ月～	
飼料の内容	代用乳 又は 母乳	人工乳 及び 粗飼料 濃厚飼料	粗飼料 及び 濃厚飼料	粗飼料 及び 濃厚飼料、	・数回の分娩を経た後、廃用牛としてと畜場で処理される。

〈乳牛〉

ステージ*						
週齢又は月齢						
飼料内容						

*ステージ…例) 子牛、育成牛、成牛等

【記載例】日本の例

〈肉牛〉

ステージ*	子牛	育成牛	肥育牛			
週齢又は月齢	0～3 ヲ月齢	3～ 7,8,9 ヲ月齢	7,8,9～ ヶ月齢	22～29 ヶ月齢		
飼料の内容	母乳 又は 代用乳[近年、 ほ乳ロボット の導入により 代用乳が使用。] (3 週齢頃～) 粗飼料 及び 濃厚飼料	粗飼料 及び 濃厚飼料	粗飼料 及び 濃厚飼料	と畜場で処理		

〈肉牛〉

ステージ*						
週齢又は 月齢						
飼料給与方法						

*ステージ…例) 子牛、育成牛、肥育牛等

2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

●肉牛と乳牛の混合飼養の有無

☐ はい → 下記質問へ ☐ いいえ → 2.2.1.3 へ

可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007 年現在)

2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛*の割合

*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

☐ はい → 下記質問へ ☐ いいえ → 2.2.2 飼料製造施設の基本情報へ

可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007 年現在)

2.2.2 飼料製造施設の基本情報

2.2.2.1 飼料製造施設数

(各期間で、稼働していた全ての施設数)

稼働施設数 飼料生産施設の種類の種類		1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005	2006～
* 1 専用 施設	豚用飼料専用					
	家禽用飼料専用					
	家禽及び豚用飼料専用					
	反芻動物用飼料専用					
* 2 混合 施設	ライン分離済み					
	ラインを洗浄					
	特に交差汚染防止対策は					
	取っていない					

* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

2.2.2.2 飼料生産量

(1)用途畜種別

(トン (期間内の合計))

年		1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005	2006～
用途畜種別						
* 1 専 用 施 設	配 合 飼 料	反すう動物用				
		豚用				
		鶏用				
		その他 ()				
* 2 混 合 施 設	配 合 飼 料	反すう動物用				
		豚用				
		鶏用				
		その他 ()				

* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

(2)原料由来畜種別

(トン (期間内の合計))

年		1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005	2006～
原料由来畜種別						
肉 骨 粉	反すう動物由来原料 含む					
	反すう動物由来原料 含まない					
動 物 性 油 脂	反すう動物由来原料 含む					
	反すう動物由来原料 含まない					
魚粉						
その他の飼料 ()						

2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量

<肉骨粉>

(トン (期間内の合計))

	用途	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
含む肉骨粉 反すう動物由来原料を	反すう動物用飼料					
	反すう動物以外用飼料					
	肥料等					
	廃棄					
含まない肉骨粉 反すう動物由来原料	反すう動物用飼料					
	反すう動物以外用飼料					
	肥料等					
	廃棄					

<動物性油脂>

(トン (期間内の合計))

用途	不溶性不純物濃度	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
食用	0.15%以下					
	0.15%超					
飼料用	0.15%以下					
	0.15%超					
その他	0.15%以下					
	0.15%超					

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

(1)実施主体

(2)遵守状況確認の方法

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の 内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

検査対象農家別に作成すること：例）牛飼養農家、綿山羊飼育農家

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記。

2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・肉骨粉を反すう動物用飼料原料として使用することを禁止 ・反すう動物用飼料の製造、輸送、貯蔵等施設において、動物性たん白質を含む反すう動物以外の動物用飼料との共用を禁止 ・全ての肉骨粉について飼料原料として使用することを禁止

(2)罰則規定

--

2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

(2)遵守状況確認の方法

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の 内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。 例）配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記すること。

2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果

2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）

年	検査方法*1			検査サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの判定基準*2
	M	E	O			

*1 検査方法：M＝顕微鏡検査 E＝ELISA法 O＝その他（具体的に）

*2 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。

（例：＞0.5%、＞0.1%、＞0%、及び/またはその他の基準）

2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場））及び検査方法の詳細

2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

2.2.5 牛由来の MBM を給餌されても、BSE 感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について

2.3 特定危険部位（SRM）の利用

2.3.1 基本情報

2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別（専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類）

(箇所、トン（期間内の合計）)

			1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
専用施設	原料に反すう動物 由来のものを含む	施設数					
		生産量					
	原料に反すう動物 由来のものを 含まない	施設数					
		生産量					
混合施設	ライン分離 済み	施設数					
		生産量					
	ラインを 洗浄	施設数					
		生産量					
	特に交差汚染防 止対策は 取っていない	施設数					
		生産量					

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

(2)レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理／バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理条件と生産状況

（箇所、トン（期間内の合計））

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
形態 A	施設数					
	生産量					
形態 B	施設数					
	生産量					
形態 C	施設数					
	生産量					
形態 D	施設数					
	生産量					

形態 A：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 B：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 C：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 D：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

2.3.2 死廃牛の処理

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・レンダリング処理の条件として、○気圧、○度、○時間以上の処理を義務付け ・反すう動物由来物質を含む原料と含まない原料の分離を義務付け ・飼料用動物性油脂について、不溶性不純物を 0.15%以下とする基準を導入

(2)罰則規定

--

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

(2)遵守状況確認の方法

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容・対応）

年	検査の方法						違反事例の 内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

処理対象施設別に作成すること：例）牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記。

2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

●SRM の定義はあるか？

☐はい →2.3.3.1 へ ☐いいえ →2.3.3.2 へ

2.3.3.1 SRM の定義及び経時的な SRM の定義の変遷

--

2.3.3.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部* の利用実態（用途別割合、飼料用の場合は畜種別）

*日本が SRM として規定している部位

（トン（期間内の合計））

	飼料用		肥料用	食用	処理（処分）	その他
	牛用	牛以外用				
1986～1990						
1991～1995						
1996～2000						
2001～2005						
2006～						

2.3.3.3 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理方法

時期別、処理工程別に見た畜牛及び死廃牛（農場又は輸送時に死亡／と畜した牛、緊急と畜牛、又は生体検査で処分決定が下された牛）の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部のレンダリング

	健全牛の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部		死廃牛、緊急と畜牛、または生体検査で処分決定が下された牛	
時期	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）
1986～1990				
1991～1995				
1996～2000				
2001～2005				
2006～				

(1)上記原材料の一部をレンダリング処理する場合には、その選択の仕方、各時期におけるその量について説明すること

--

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部をヒトが消費する／した場合には、可食部・非可食部としてレンダリング処理した頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の割合を推定すること

--

(3)農場で死亡した個体の一部のみをレンダリング用に収集する／した場合には、その割合を推定し、レンダリング処理しなかった屍体はどうなったかについて説明すること

--

2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症（TSE）発生状況

2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理（処分）状況（1986年～）

	スクレイビー		慢性消耗性 疾患	伝達性ミンク 脳症	その他 ()	陽性患者の 処理方法
	綿羊	山羊	シカ	ミンク		
1986～1990						
1991～1995						
1996～2000						
2001～2005						
2006～						

2.4.2 国内防疫規制の概要

--

3 BSE サーベイランス（サーベイランスによる検証）

3.1 母集団の構造

3.1.1 反すう動物の飼養実態

牛母集団に関する主要データ

		全月齢[頭数]				
		雄		雌		
		肉牛	種畜牛	肉牛	乳牛	種畜牛
1986	頭数					
	月齢*					
1991	頭数					
	月齢*					
1996	頭数					
	月齢*					
2001	頭数					
	月齢*					
2006	頭数					
	月齢*					

(月齢*：と畜時平均月齢)

用途が 2 つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。さらに、使役牛など他の種類の牛についても適宜情報を添付すること。

3.2 BSE サーベイランスの概要

●BSE サーベイランス制度はあるか？

☐はい→3.2.1 へ／☐いいえ→3.3 認知プログラムへ

3.2.1 サーベイランス制度の概要および規則（法令）

3.2.1.1 制度の概要について

(1)実施対象及び実施範囲

サーベイランス実施対象（「通常と畜牛」、「死亡牛」、「不慮の事故によると畜牛」、「臨床的に疑われる牛」、その他（分類があれば））についての定義及びサーベイランス実施範囲（「農場」、「家畜市場」、「と畜場」）について

(2)カテゴリー別の年間母集団（概数）

（2006 年）（頭）

通常と畜牛	
死亡牛	
不慮の事故によると畜牛	
臨床的に疑われる牛	
合計	

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(3)サーベイランス計画の策定根拠（考え方）

(4)疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制

3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について

規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・ 高リスク牛を対象に受動的サーベイランスを開始 ・ 能動的サーベイランスを開始 ・ 検査手法として、ELISA 法を導入

(2) 罰則規定

--

3.2.1.3 サーベイランスの実施主体

--

3.2.2 サーベイランスの成績

3.2.2.1 実施頭数

(1) サーベイランス実施年ごとの頭数

(可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によ ると畜牛	臨床的に 疑われる牛	合計
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991					
1992					
1993					
1994					
1995					
1996					
1997					
1998					
1999					
2000					
2001					
2002					
2003					
2004					
2005					
2006					
2007					

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(2)生まれ年別の頭数

(可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によ ると畜牛	臨床的に 疑われる牛	合計
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991					
1992					
1993					
1994					
1995					
1996					
1997					
1998					
1999					
2000					
2001					
2002					
2003					
2004					
2005					
2006					
2007					

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

3.2.2.2 地理的分布状況

(検査頭数 2006 年)

地域名	地域内の州	カテゴリー				
		通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によ ると畜牛	臨床的に 疑われる牛	合計
例) 北中央地域	Xx 州、Yy 州、 Zz 州.	5	40	10	5	60

※サンプル抽出の妥当性を確認するため、可能であれば、地域ごとにいくつかに分類すること。

**3.2.3 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合
(個体識別、歯列、指定される他の方法)を示すこと**

3.2.4 検査手法

3.2.4.1 検査材料採取手法（採取を行う者に関する情報（資格、その他）を含む）及びガイドライン

3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ

3.2.4.3 検査手法（一次検査、確認検査）

検査のマニュアルを添付すること

当該手法はいつから用いられているのか

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記すること

3.2.4.4 検査施設（認証されている施設であること）

一次試験実施機関数	
確認試験実施機関数	

3.2.4.5 確認検査の判定体制（判定者の専門性及び人数を明記）

[illegible]

3.3 BSE 認知プログラム

●BSE 認知プログラムが存在するか？

□はい→以下の問い 3.3.1 へ/□いいえ→3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

3.3.2 BSE 認知プログラムに参与している関係者（獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等）及び人数

3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類（説明書、裏付け文書、その他の教材）について

3.3.4 BSE が確認された場合の対応

3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付

3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

3.4.3 届出義務の推進策（届出を確実に履行する／義務付けるための措置）及び BSE が疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について

3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無 ある場合は開始時期とその補償金額

- ・ BSE が疑われる牛
- ・ BSE に関連して殺処分された牛
- ・ 死廃牛
等

Ⅱ 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.1 トレーサビリティ

1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について以下を明記。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・法に基づくトレーサビリティシステムの導入 ・輸入牛についてのみ義務化

(2)罰則規定

1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

(2)個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合

(3)遵守状況確認の方法

(4)確認結果（違反事例（内容）及び違反への対応）

1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

(1)月齢確認方法

(2)それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合

1.2 と畜頭数

月齢・区分ごとのと畜頭数

	BSE が疑われる牛	30 ヶ月齢超の 健康と畜牛	その他の牛	全数
1986				
1987				
1988				
1989				
1990				
1991				
1992				
1993				
1994				
1995				
1996				
1997				
1998				
1999				
2000				
2001				
2002				
2003				
2004				
2005				
2006				
2007				

2 と畜場

2.1 と畜場の概要

2.1.1 と畜場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	(記載例) ・ ピッシング禁止 ・ SRM 除去の義務付け

(2) 罰則規定

--

2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--

2.1.3 規模別と畜場数

(2007 年現在)

	全数	規模(1 日当たりと畜頭数)			シフト数 (1 日当たり)		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
と畜場数							
と畜頭数							

2.2 と畜処理の概要

2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

--

2.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)と畜場における食肉検査官・獣医官の数

(2007 年現在)

食肉検査官の数	
獣医官の数	

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)

(獣医官)

(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)

(獣医官)

(4)と畜検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

--

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

(獣医官)

2.3 と畜前検査

2.3.1 と畜前検査の概要

(1)と畜前検査に関連する文書を添付

--

(2)と畜前検査におけるハイリスク牛の定義及び診断基準
関連文書を添付

2.4 と畜場での BSE 検査

●と畜場で BSE 検査を実施しているか？

☐はい →以下 2.4.1 BSE 検査実施要領へ／☐いいえ →2.5 スタンニング方法へ

2.4.1 BSE 検査実施要領

と畜場における検査材料採取要領

2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法

関連文書を添付

●と畜場での BSE 検査方法は、サーベイランスに用いている BSE 検査方法と同一か？

□はい →2.4.4 検査結果へ／ いいえ →以下 2.4.3 検査方法へ

2.4.3 検査方法（関連文書を添付）

と畜場で使用されている検査方法（一次検査、確認検査）

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記する

確認検査方法

2.4.4 BSE 検査結果

と畜場における 1986 年以降の月齢、区分毎の検査頭数

	BSE が疑われる牛		30 ヶ月齢超の 健康と畜牛		その他の牛		全数	
	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive
1986								
1987								
1988								
1989								
1990								
1991								
1992								
1993								
1994								
1995								
1996								
1997								
1998								
1999								
2000								
2001								
2002								
2003								
2004								
2005								
2006								
2007								

2.5 スタンニングの方法

2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

--

2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--

2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合

（使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か）

（2007年現在）

スタンガンを使用していると畜場数 施設 (%)	弾丸が頭蓋腔内に 進入するか否か	する 施設 (%)
		しない 施設 (%)
スタンガンを使用していないと畜場数 施設 (%)		

2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている

と畜場数及び割合

（2007年現在）

圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている と畜場数	（ %）
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていない と畜場数	（ %）

2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合（2007年現在）

と畜ハンマーを使用していると畜場数	（ %）
と畜ハンマーを使用していないと畜場数	（ %）

2.6 ピッシング

2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）
概要を記載し、関連文書を添付

2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

2.6.3 ピッシングを行っていると畜場数及び割合

（2007年現在）

ピッシングを行っていると畜場数	(%)
ピッシングを行っていないと畜場数	(%)

2.7 頭部（扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の除去

2.7.1 解体処理について

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか

(2)回収したせき髄片の処理状況

(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか

(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか

なお、除去している場合は、除去方法について記載

(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか

(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか

(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容

(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか

(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか

2.7.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はと畜場内もしくはその他の場所で処理されているのか

（記載例）

- ・と畜場で全て処理
- ・頭部、せき髄、回腸遠位部はと畜場、せき柱についてはと畜場以外（食肉処理場等）で処理

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はどのような方法で処理されているか

2.8 SSOP（衛生標準作業手順）及び HACCP（危害分析重要管理点方式）に基づく管理

2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合

（2007 年現在）

	SSOP	HACCP
措置を導入していると畜場数	(%)	(%)
措置を導入していないと畜場数	(%)	(%)

3 食肉処理場

3.1 食肉処理場の概要

3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
○年○月 (時系列)	・ せき柱の除去を義務化 ・ SSOP 及び HACCP に基づく管理を実施 ・ 機械回収肉（MRM）の製造を禁止

(2) 罰則規定

--

3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--

3.1.3 規模別食肉処理場数

(2007 年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
食肉処理場数							
処理頭数							

3.2 食肉処理の概要

3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート図を作成

--

3.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)食肉処理場における食肉検査官・獣医官の数

(2007 年現在)

食肉検査官の数	
獣医官の数	

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)

(獣医官)

(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)

(獣医官)

(4)食肉検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

--

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

(獣医官)

3.3 せき柱の取り扱い

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

3.3.1 せき柱の除去手法について

3.3.2 せき柱の処理方法について

3.4 SSOP 及び HACCP に基づく管理

3.4.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

(規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--

3.4.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

--

3.4.4 食肉処理場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合 （2007 年現在）

	SSOP	HACCP
措置を導入している食肉処理場数	(%)	(%)
措置を導入していない食肉処理場数	(%)	(%)

4 食肉等のリスク

4.1 食肉および機械的回収肉（MRM）

●食肉及びMRMに関する法令に基づく規制はあるか？

はい→4.1.1へ / いいえ→4.1.3へ

4.1.1 食肉及び機械的回収肉（MRM）（先進的機械回収肉（AMR）含む）に関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

--

4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--

4.1.3 機械的回収肉（MRM）を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数

--

4.2 内臓

4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)施設において、扁桃（口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃）はいつ、どこで、どのように除去されているのか

--

(2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

(3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

(4)と畜検査員は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無

5 その他

5.1 輸出のための付加的要件等

5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況 (関連文書を添付) (変更があった場合はその都度記載する)

(付加的要件の例)

- ・ 特定の要件を満たした輸出施設のみ輸出可能
- ・ HACCP 導入の義務付け
- ・ 頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去の義務付け

別添 BSE リスク国

	Country name	GBR level			
		II	III	IV	
1	Andorra		III(12/2002)		
2	Albania		III(03/2001)		
3	Austria		III(05/2002)		BSE confirmed
4	Belarus		III(04/2003)		
5	Belgium		III(07/2000)		BSE confirmed
6	Bulgaria		III(06/2002)		
7	Canada		III(07/2004)		BSE confirmed
8	Chile		III(06/2005)		
9	Croatia		III(06/2002)		
10	Cyprus		III(04/2003)		
11	Czech Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
12	Denmark		III(07/2000)		BSE confirmed
13	Estonia		III(04/2003)		
14	Finland		III(05/2002)		BSE confirmed
15	Former Yugoslavian Republic of Macedonia		III(04/2003)		
16	France		III(07/2000)		BSE confirmed
17	Germany		III(07/2000)		BSE confirmed
18	Greece		III(12/2002)		BSE confirmed
19	Hungary		III(03/2001)		
20	Ireland		III(07/2000)		BSE confirmed
21	Israel		III(09/2002)		BSE confirmed
22	Italy		III(07/2000)		BSE confirmed
23	Japan				BSE confirmed
24	Liechtenstein				BSE confirmed
25	Latvia		III(06/2002)		
26	Lithuania		III(04/2003)		
27	Luxembourg		III(07/2000)		BSE confirmed
28	Malta		III(09/2002)		
29	Mexico		III(07/2004)		
30	Netherlands		III(07/2000)		BSE confirmed
31	Poland		III(03/2001)		BSE confirmed
32	Portugal			IV(07/2000)	BSE confirmed
33	Republic of South Africa		III(07/2004)		
34	Romania		III(05/2001)		
35	San Marino		III(06/2002)		
36	Slovak Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
37	Slovenia		III(09/2002)		BSE confirmed
38	Spain		III(07/2000)		BSE confirmed
39	Sweden	II(07/2004)			BSE confirmed
40	Switzerland		III(02/2001)		BSE confirmed
41	Turkey		III(06/2002)		
42	United Kingdom			IV(07/2000)	BSE confirmed
43	USA		III(07/2004)		BSE confirmed